

平成29年度 第1回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第1回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年4月26日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 5 前田 榮子 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 13 爲廣 明法	14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	4 西中 克弘 6 胡子 勝弘 11 前城 美智男 12 中下 雅敏		
出席者 総 数	出席委員 17名 欠席委員 4名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理)		
提出議題	議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地利用配分計画原案の意見聴取について 協議事項 平成28年度江田島市農業委員互助会決算報告 平成29年度江田島市農業委員会運営事業費予算について		

平成29年度第1回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第1回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数4名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 それでは、どなたもご苦勞でございます。今回の農業委員会は29年度の第1回ということで、明岳市長が皆さん方にご挨拶をする予定だったんですが、急遽他の行事が入りまして、できないということでした。皆さん方によろしくということをお伝え申し上げたいと思います。本日提案しました案件につきましては、慎重なる審議を賜りまして、適正なるご決定をいただきたい。このように思っておりますので、何卒よろしくお願ひします。簡単な楚辞ですが、開会に当たりまして、一言挨拶といたします。よろしくお願ひします。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の氏名でございますけれども、今回の議事録署名者につきましては、7番の島本委員と、8番の小林委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名させていただきます。

議長 以上で日程第2を終わります。次に日程第3の諸報告をお願いします。事務局から。

3 諸 報 告

事務局長 はい。この4月から異動で、農業委員会事務局に配属になりました、奥原書記です。一言挨拶を申し上げます。

奥原 このたび4月から農業委員会の書記を務めさせていただきます、奥原と申します。まだわからないことが多くてご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、どうかよろしくお願ひいたします。

下田委員 他の方については、体制は変わったんですか。

事務局長 他は昨年度と変わらない形で、前回の体制から一名増えたという形になりました。あと、私が農林水産課の併任がとれまして、農業委員会事務局専任という形になっています。以上で諸報告は終わります。

4 議 事

議長 それでは日程第4の議事に入りたいと思いますが、議事日程の議案第10号の農地法第3条の規定によります許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1と番号2は関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。番号1。貸人●●●●。住所、能美町_____。借人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町高田_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、343㎡。申請理由は使用貸借で、借人は「自宅から至近距離で利便性が高いので、借り受ける」ということでした。

 続きまして、番号2。貸人■●●■。住所、能美町_____。借人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町高田_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、387㎡。

 申請理由は使用貸借で、借人は「自宅から至近距離で利便性が高いので、借り受ける」ということです。

 以上のことから、これらの申請は適性であると思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長 はい、事務局から説明してもらったように、1番と2番は▲▲さんが使用貸借関係で2件提案されたということで、一括上程させてもらいました。このことにつきまして関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下田委員 高田の下田です。今の説明の中で、自宅からの至近距離ということで利便性が高いと書いてありましたが、その説明として、7ページから9ページをご覧ください。申請地から道路を隔てて、▲▲さんの自宅があります。その隣に●●さんの土地があったようです。その次の9ページを見ていただくと、▲▲さんの土地も道路を隔ててあり、結果■●さんの土地と●●さんの土地が並んでいるようになっています。そのため、双方の申請地が▲▲さんの家から近いというような状況であります。本人の確認については、▲▲さんと直接会ってお話しました。●●さんはご都合で連絡いれることができず、会うことはできませんでした。■●さんのところは電話で連絡をしています。直接会えない方もいらっしゃると思いますが、それぞれ承諾を得ているとのことでした。畑の様相としましてはそれまでも既に野菜を作っているのので、正式に、▲▲さんが両者との間で正式に申請をするということで間違いないと思います。間違いございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、その他、なにかご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この1番と2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、全員、許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 はい、番号3。贈与人●●●●。住所、大柿町_____。受贈人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、大柿町柿浦_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、957㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「農地保全のため、受贈する」ということです。以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 はい、それではこの3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

小松委員 はい、大柿町の小松です。この場所はね、☆☆建設の上です。それと、▲▲さんは●●さんの姪御さんになります。土地の上部はよく荒れているところがあるが、下部は作っているところもあるということで、これ以上荒れないようにということでした。●●さんが年をとってできないようになったから、姪御さんに譲って作ってもらうということでもありますので、申請どおり、間違い無いと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、他にご質問ご意見ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この3番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、全員、許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号4。贈与人●●●●。住所、広島市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町深江_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、679㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する」ということ

です。

議長 はい、それではこの4番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

小松委員 はい、大柿町の小松です。この場所は銭湯があつて、病棟があつた土地の上のほうです。この土地は、●●さんが▲▲家から●●家に嫁に行ったときの分け地だったということでした。それで、作る気がないので、本家へ返すということであります。ちなみに●●の畑もその周りにあり、花を作っておりますので、間違いはないかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、この件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この4番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次をお願いいたします。

事務局長 番号5。贈与人●●●●。住所、広島市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町江南_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、140㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「隣接する自己所有地と一体的に利用するため、受贈する」ということです。

以上のことから、この申請は適正であると思ひます。ご審議をお願いいたします。

議長 はい、この5番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思ひますが。

大段委員 はい。●●さんと電話をして話をしたところ、▲▲さんに譲るといふことで、▲▲さんのほうは譲り受けますといふことださうです。特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長 他に何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この5番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 全員許可することに異議無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号6。贈与人●●●●。住所、広島市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、160㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「相続手続き中に、所有権を変更していないことが判明したため、贈与人との合意により、受贈する」ということだそうです。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 はい、それではこの6番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 はい。こんにちは、村上です。確認を取ったところ、土地の相続の手続きをしていて、その途中にわかったことということで、よろしく申し上げますということです。

議長 はい、この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この6番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 全員が許可することに異議無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号7と番号8は関連した案件ですので、一括して説明します。

番号7。贈与人持分1/2●●●●。住所、広島市_____。持分1/2■●●■
■。住所、広島市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、東広島市_____。

所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、599㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、769㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、112㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「住居の購入と併せて、農業経営のため受贈する」ということだそうです。

つづきまして番号 8。貸人〇〇〇〇。住所、広島市_____。借人▲▲▲▲▲。住所、東広島市_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,104 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「農業経営のため、借り受ける。」

以上のことから、この申請は適正であると思います。あわせてご審議をお願いいたします。

議長 はい。▲▲さんが新規農業者になられるということで、農地の贈与と使用貸借について 7 番と 8 番を一括上程をさせていただきました。この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 はい。こんにちは村上です。▲▲さんに確認取ったところ、間違いありませんでした。▲▲さんはもともとこちらの大柿町の出身の方で、ゆくゆくはこちらに帰ってくると言っていました。お願いします。

議長 はい、それではこの案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この 7 番と 8 番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が許可するという事は異議無いということですので、許可といたします。

事務局長 番号 9。贈与人●●●●●。住所、アメリカ合衆国カリフォルニア州フォスターシティー市_____。受贈人▲▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、433 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,034 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,212 m²。

申請理由は贈与で、受贈人は「自己所有地の近隣であり、併せて耕作できるため、受贈する」ということだそうです。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 はい、それではこの 9 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

爲廣委員 中町の爲廣です。5 条の議案の報告でも言いますが、能美の案件については前城委員と私とで手分けして確認するという事で、この 9 番の案件は前城委

員のほうで確認をしていただきました。しかし今回は他の行事と一緒に
出席できないということで代わりに報告してくださいということだったので、
私のほうから報告させていただきます。この●●さんは住所をご覧になればわ
かるように、海外のほうに住んでおられます。少し前に、お母さんが亡くなっ
て農地を相続されていますが、もう帰ってくる予定がないということで、持っ
ている土地を処分したいということでした。依頼を受けた行政書士さんが安く
代用してくれそうな人を探したそうです。そしたらこの▲▲さんの農地が近い
ところにあったので、相談してこのたびの話になったということのようです。
前城委員から、●●さんは連絡が取れないので、▲▲さんに連絡をとったとい
うふうに伺いました。奥さんが電話に出られたので、奥さんに確認したところ、
申請どおり間違いないのでよろしくお願いたしますということでしたので、問題な
いと思います。よろしくお願いたします。

議長 はい、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この9番の案件につきまして許可することに異
議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が許可するというに異議無いということでございますので、許可と
いたします。次をお願いします。

事務局長 番号10と番号11は関連した案件ですので、一括して説明します。番号10。
贈与人●●●●。住所、千葉県野田市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、江
田島町_____。所在地、江田島町秋月_____。地番、〇〇番〇。地目、
台帳及び現況ともに畑、面積、123㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「自宅の隣地であり、贈与人の希望でもあるた
め、受贈する」ということです。

つづきまして番号11。貸人■●●■。住所、江田島町_____。借人▲▲
▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇
番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,272㎡。所在地、江田島町_____。
地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、591㎡。所在地、江田島
町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、646㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「弟の農地を手伝ってきたが、一部を自分で
耕作するため、借り受ける」ということだそうです。

以上のことから、この申請は適正であると思えます。あわせてご審議をお願
いたします。

議長 はい、この10番と11番一括上程しましたのは、▲▲さんが新規農業者にな

るということで、贈与と使用貸借の農地をあわせて 20 アール以上の耕作にするためということで、一括評定させていただきました。この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

新本委員 江田島町の新本です。まずは番号 10 なんですからけれども、お二人に話を聞いて、現地を確認しました。問題ないと思います。番号 11 についてはですね、農地は 3 つくらいあるんですけれども、そのうち 2 つ目がもう何十年も放置していて荒れている状態です。本人にできるんですかと言ったんですが、「やります」ということでした。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 はい、他に、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 異議なしの声あり。

議長 意義はないようでございますので、この案件につきまして許可すること異議ありませんか。

議長 許可すること意義ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が無いということでございますので、許可といたします。以上で農地法第 3 条の審議は終了いたします。

議長 続きまして、議案第 2 号の農地法 4 条の規定によります許可申請につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号 1。追認の案件です。申請人●●●●。住所、江田島町_____。所在地、江田島町切串_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、203 m²。

申請理由は、「平成 11 年に酪農を廃業し、牛舎を倉庫として使用していたが、農地転用許可の手続きをしていなかった。今回、農地転用の手続きが必要であったことを知り、始末書を添付して申請する。」というものです。

以上で説明を終わります。

議長

はい。この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

島本委員 江田島町の島本です。本件につきましては、先般、●●さんが留守だったので、奥さんに現地で確認をいたしました。場所は、江田島町の中学校の体育館の南側、約 50 メートルのところで、内容につきましては、申請書に記載のとおりです。申請地には、牛舎とございますか、倉庫のような建物が建っております。

た。今回地目変更をしてきちんと整理をしておきたいということでございましたので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長 この案件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員 異議なしの声あり。

議長 異議がないということでございますので、この案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が許可するという事は異議無いということでございますので、許可といたします。

次に、農地法第5条の規定によります許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。貸人●●●●。住所、広島市_____。借人▲▲▲▲。住所、福山市_____。所在地、能美町高田_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、574㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、626㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということだそうです。パネル288枚、発電量49.5キロワットの設備を設置予定です。賃貸借期間は20年間です。

ご審議をお願いいたします。

事務局 はい。この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下田委員 能美町の下田です。これは当該者のお二人両方に、電話連絡で確認しました。●●さんは、これまで広島市内に住んでいたのですが、他の方に草を刈ってもらったりして、その為の経費が高かったのが、なんとかしたいという思いがあったようです。それで中国新聞に、この▲▲というところが太陽光発電を設置するという記事があったので、中国新聞を通じて確認して、このような形に賃貸借の関係を結んでくれたということでした。▲▲さん本人にもそれを確認して、間違いはないということです。ご審議をお願いいたします。

議長 はい。この案件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 はい。ないようでございますので、この案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号 2。譲渡人●●●●。住所、呉市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、330 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅用地として、譲り受ける」ということだそうです。平屋建 117 m²を建築予定です。

ご審議をお願いいたします

議長 はい。この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが。

峯本委員 はい。大柿町の峯本です。●●さんと▲▲さんにお電話でお伺いしました。間違いございませんでしたので、よろしくをお願いいたします。

議長 はい。この案件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号 3。譲渡人●●●●。住所、アメリカ合衆国カリフォルニア州フォスターシティ市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番〇〇番〇。地目、台帳および現況ともに、畑。面積、414 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということだそうです。パネル 216 枚、発電量 49.5 キロワットの設備を設置予定です。

ご審議をお願いいたします。

議長 はい。この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

爲廣委員 中町の爲廣です。●●さんについてはさきほどご説明したとおりなので省略しますが、この案件も行政書士さんのお世話で成り立っているようなもので、▲▲さんのほうに電話で確認させていただきました。申請どおり間違いありませんということで、許可が下りるのを待っていますということだったので、よろしく願いいたします。

議長 はい。この案件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この3番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が無いということでございますので、許可といたします。以上で、議案3号の農地法第5条の規定による許可申請の審議を終わります。
続きまして、議案第4号のほうへ移りたいと思います。お願いします。

事務局長 こちらの案件は3月の総会で農地利用集積計画の決定についてご審議をいただいた、1番から5番についてのものです。このたびは、農地中間管理機構から●●●●に対して、貸し付けるための配分計画に対しての意見を聴取するものです。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、●●●●。住所、大柿町_____。
利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、寶来伸夫。住所、広島市中区大手町四丁目2番16号。
利用権を設定する土地。大柿町大原_____。現況地目、田。登記面積1,035㎡。大柿町大原_____。現況地目、田。登記面積1,407㎡。大柿町大原_____。現況地目、田。登記面積1,023㎡。大柿町大原_____。現況地目、田。登記面積1,138㎡。大柿町大原_____。現況地目、田。登記面積1,966㎡。種類、賃借権。内容、水田。始期、公告日の翌日。終期、平成49年12月31日。

ご意見がありましたらお願いいたします。

議長 この案件につきましては、前回、今の■■さんから一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、寶来伸夫さんへ農地の異動の申請が出て許可がでたところですが、今回提案しましたのは、広島県の農業振興財団の寶来伸夫さんから●●●●へもって、転貸したいですという申請の書類でございましたので、細かにつきましては前回説明したとおりです。皆さん方のご意見を伺い

たいと思いますが、この案件についてなにかご意見ございますか。

委員 異議なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この申請書の広島県農業振興財団から出ております物件を●●●●、代表取締役は◆◆さんになっておるんですが、この方への転貸、貸借行為を一応ご承認ということでいいですか。

委員 異議なしの声あり。

議長 ではそのように事務処理をさせていただきます。

5 協 議 事 項

議長 議案第4は以上で終わりました、日程第5の協議事項に入りたいと思います。事務局長からお願いします。

事務局長

- ・平成28年度江田島市農業委員互助会決算報告
- ・平成29年度江田島市農業委員会運営事業費予算 について報告

6 そ の 他

事務局長

- ・農地利用最適化推進委員
- ・農業委員会委員の報酬改定 について協議

議長 では、閉会といたします。ご苦勞でございました。